令和８年９月２８日　一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

【水口弘士君登壇】

○**水口弘士君**　皆さん、こんにちは。広島市安佐北区選出の自由民主党広島県議会議員連盟水口弘士でございます。今次定例会において、質問の機会を与えていただいた中本議長をはじめ、先輩、同僚議員の皆様に心より感謝申し上げます。本日はお忙しい中、また、足元の悪い中、いつも私を支えてくださっている多くの支援者の方々に傍聴にお越しいただいており、心より感謝申し上げます。

昨年の補欠選挙当選以来、初めての質問の機会を頂きました。県全体に関わることはもちろんのことですが、誠実に、真っすぐに、地元のためにという初心を忘れることなく、県議会議員としての職務を果たしてまいりたいと考えております。

この夏、私たちは改めて、災害は想定の外からではなく、日頃見過ごされてきた弱点を突いてくることを思い知らされました。令和８年７月28日に熊本県熊本地方で発生したマグニチュード7.1の地震は、宇城市と氷川町で最大震度７を観測し、気象庁は、この地震とその後の一連の地震活動を令和８年熊本地震と命名しました。さらに、短期間の間に千葉県をはじめとする複数の都市で豪雨災害も発生しました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げ、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りいたします。

さて、平成30年７月豪雨から８年が経過しましたが、県内には今なお、豪雨災害の記憶と爪痕が深く刻まれています。復旧したから終わりではありません。次の災害までの平時を、備えを更新する時間として使うことができるかどうかが、行政の責任であると考えます。

同時に、災害対応を担う地元建設業、日々の暮らしと雇用を支える中小・小規模事業者、地域の相談拠点である商工会、そして人口構造が大きく変化する住宅団地など、地域を支える基盤そのものが弱りつつあります。防災、産業、教育、住宅、交通を別々の縦割りで考えるのではなく、地域を将来にわたって維持するという一つの目的の下で政策を組み直す必要があります。

本日は、このような観点で質問を行いたいと思いますので、横田知事をはじめ、執行部におかれましては、簡潔かつ明瞭な答弁をお願いし、早速、質問に入ります。

質問の第１は、大規模災害時の備えについて、３点お伺いします。

１点目は、南海トラフ巨大地震等への対応についてです。

南海トラフ沿いでは、おおむね90年から270年の間隔で大規模地震が繰り返されてきました。昭和21年の昭和南海地震から本年で80年となります。政府の地震調査研究推進本部が令和７年１月１日を基準日として示したマグニチュード８から９クラスの南海トラフ巨大地震が30年以内に発生する確率は、直前の地震の滑り量と次の地震の発生間隔を組み込んだ滑り量依存ＢＰＴモデルで60％から90％程度以上と発生可能性が高い区分になっています。

もし南海トラフ巨大地震が発生した場合の本県の被害想定は、広島県地震被害想定調査報告書では、死者数が約１万4,000人、建物の全壊棟数が約９万棟、避難所避難者が当日・１日後で約46万人、発災直後の断水人口が約69万人にも及ぶとされています。これは県庁や市町の

庁舎、医療・福祉施設、物流拠点も同時に地震の影響を受け、職員や資機材が十分に動けない複合的な事態を意味します。

また、本県と周辺には、岩国－五日市断層帯、安芸灘断層帯、長者ヶ原－芳井断層、筒賀断層など、地震本部が評価対象とする活断層等があり、直下型地震にも備える必要があります。令和８年熊本地震が示したように、震源の浅い内陸の地震についても、道路、上下水道、住宅、避難所などの施設に大きな影響を与える可能性があります。このような事態に対応するため、着実に対策を進めるとともに、県民に対して、身の回りの災害リスクの現状を示す必要があります。

さらに、地震への対応としては、施設整備に加え、津波・地震情報の伝達、孤立集落対策、道路啓開、医療・福祉施設の電源と水、家庭備蓄など多岐にわたります。全てを一度に対応することが難しいからこそ、被害想定やこれまでの取組の進捗状況などを基に優先順位を明確にし、対応していく必要があります。

そこで、南海トラフ巨大地震や活断層等による地震を見据え、現状を踏まえてどのような点を取り組むべき課題と認識しているのか、知事の御所見をお伺いします。

また、その課題解決に向けてどのように取り組んでいこうとしているのか、併せて知事にお伺いします。

２点目は、大規模災害時の避難への対応についてです。

避難所は、単に雨風をしのぐ場所ではなく、命やプライバシーが確保されるべき生活の場です。しかし、過去の災害では、発災直後のトイレ不足、床での雑魚寝、冷暖房の不足、障害者や高齢者への配慮など、多くの課題が繰り返し発生してきました。そのため、避難所に行かず、在宅や車中泊を選ぶ人もいて、その方々は支援から漏れることもありました。

このようなことから、内閣府は令和６年能登半島地震の教訓を踏まえた自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドラインを同年12月に改定しました。この取組指針・ガイドラインでは、避難所開設時から、生活空間の確保としてのパーティションや段ボールベッドの設置、食事の質の確保としての温かい食事、トイレの確保・管理としてのトイレカー等の活用、避難所の冷暖房の整備やバリアフリー化、在宅避難者や車中泊避難者等の支援に係る基本的な考え方が示されています。

特に、トイレについては、携帯・簡易トイレの備蓄、マンホールトイレ、仮設トイレなどを組み合わせ、スフィア基準に沿って、災害発生当初は50人に１基、その後に避難が長期化する場合には20人に１基を目安とするなどの考えも示されています。

避難所の開設・運営主体は市町ですが、大規模災害では市町ごとの調達力や職員数の差がそのまま生活環境の差になりかねません。そのため、県には、共通の最低限の水準を示し、広域調達、物資輸送、保健・福祉の応援人材、要配慮者への支援体制などを調整する役割があるのではないでしょうか。

特に、想定避難者数を考慮してトイレ、簡易ベッド、間仕切り、非常用電源、飲料水、医

薬品等を確保するとともに保管し、道路寸断時に誰がどのように運ぶのかまで確認しなければ、備蓄一覧があっても実効性が確保できないと考えます。

また、避難所外の被災者についても、名簿把握、健康確認、物資配布、情報提供の仕組みを平時から定めるべきです。

そこで、国の改定指針及び令和８年熊本地震の状況を踏まえ、避難所環境、備蓄、在宅・車中泊避難者支援など、大規模災害時の避難への対応をどのように進めようとしているのか、知事にお伺いします。

また、物資の備蓄については、市町別の不足を把握して県として最低限確保すべき水準を示した上で、共同備蓄や広域応援、輸送などの計画を策定して対応を進めていく必要があると考えますが、今後どのように進めていくのか、知事にお伺いします。

３点目は、災害時の自衛隊との連携強化についてです。

本県には、陸上自衛隊第13旅団や海上自衛隊呉地方隊をはじめとする自衛隊の部隊が所在しており、これまでも大規模災害のたびに、県民の命と暮らしを守るため、大きな役割を果たしていただいております。平成30年７月豪雨災害においても、人命救助や行方不明者の捜索、物資輸送、入浴支援など、多岐にわたる活動を行っていただきました。大規模災害時において、自衛隊はまさに最後のとりでとも言える重要な存在であり、平時から緊密な連携体制を構築しておくことが極めて重要です。

一方、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震は、これまで本県が経験してきた災害とは被害の規模も様相も大きく異なることを前提に備えなければなりません。国が令和７年７月に改定した南海トラフ地震防災対策推進基本計画では、震度６弱以上または津波高３メートル以上となる市町村は31都府県764市町村、全国の面積の約３割、人口の約５割に及ぶとされています。つまり、南海トラフ巨大地震が発生すれば、全国各地で同時に自衛隊の支援が必要となり、本県が派遣を要請したからといって、直ちに十分な部隊や資機材が投入されるとは限りません。

だからこそ、県自身の初動対応力を高め、市町、消防、警察、民間事業者等との連携を強化するとともに、迅速かつ効果的につなぐため、平時から実際に災害が起きたときに機能するような訓練を自衛隊などの関係機関と行っておく必要があります。

例えば、通信が途絶した場合の連絡手段、県災害対策本部への自衛隊連絡要員の受入れ、救助や輸送ニーズの優先順位づけ、部隊の集結場所の選定、港湾、空港、道路の利用調整、さらには夜間や長期にわたる活動など、こうした厳しい条件を想定した訓練を行い、課題を一つ一つ洗い出してこそ、連携の実効性が高まるものと考えます。

本年２月定例会において、同僚議員から自衛隊との連携に関する質問がなされた際、知事からは、平素から顔の見える関係を築くことが重要であり、複合災害を想定したシナリオを用いた訓練を自衛隊と連携して実施し、災害対応力を高めていくとの答弁がありました。

私は、こうした顔の見える関係を構築するため、平時から幹部、実務者による協議や情報

共有を行うとともに、訓練においても、実践的な内容とした上で合同で行い、その検証と改善までを一連の取組として進め、災害時に確実に機能する連携体制を構築しておく必要があると考えます。

そこで、県内の自衛隊との連携強化に向け、これまで具体的にどのような取組を進めてきたのか、また、今後どのように強化していくのか、知事にお伺いします。

質問の第２は、河川の氾濫対策について、２点お伺いします。

１点目は、河川内の利水施設等への対応についてです。

私の地元、安佐北区をはじめ、県内の河川には、農業用水の取水堰、樋門、水門など、地域の営農を支えている利水施設があります。

これらは今も利用されている施設がある一方、農地の減少、利用者の高齢化、土地利用の変化などにより、利用されなくなったり管理主体が分かりにくくなったものもあると聞きます。

そして、これらの施設は、現在も河川内に存置されているという現状があります。特に井堰は、設置箇所で川底が高くなっているため、洪水時に水位上昇や周辺への影響が生じる可能性があります。そのため、不要になった施設は管理主体において撤去されるべきであると考えますが、管理主体も高齢化し、さらに減少しているため、撤去が難しい現状もあります。

農業用ため池では、利用実態がなく、適正な管理が困難なものについて、所有者等の申請を前提に廃止工事を支援する制度があります。河川内の許可工作物は、ため池とは法制度も管理責任も異なりますが、利用者がいなくなった施設を原則は設置者の責任において撤去とするだけでは、現場の課題が解消しないと思います。

このような課題を解決するためにも、河川管理者が施設の所在、管理者、利用実態、治水上の影響を把握し、必要な管理が行われない施設について、関係市町、土地改良区、水利組合等と対応を協議できる仕組みを構築することが必要ではないでしょうか。そうすることで、関係者との協議も進み、治水安全上の優先度を評価した上で、撤去、改築、操作方法の見直し、管理承継などから最適な方法を選ぶことが可能となると考えます。

そこで、県管理河川における農業用の取水堰、樋門等について、施設数、許可・管理主体、利用実態をどの程度把握しているのか、知事にお伺いします。

また、農業用施設による洪水時の影響を評価し、調査、対応方法、合意形成、財政・技術支援の方法を市町や農林部局と検討する仕組みを構築して、管理者不明、利用終了、老朽化などの課題がある施設に対応していく必要があると考えますが、今後、どのように対応していくのか、併せて知事にお伺いします。

２点目は、高陽地区における浸水対策についてお伺いします。

平成30年７月豪雨では、本県各地で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、県民の暮らしに甚大な被害をもたらしました。私の地元である安佐北区においても、三篠川の護岸が崩壊し、ＪＲ芸備線が被災して不通となるなど、地域の生活や交通に大きな影響が生じました。

また、被害の規模から大きく取り上げられる機会は多くありませんでしたが、高陽地区に

おいても、矢口川や奥迫川の周辺で住宅や道路が浸水し、住民生活に大きな支障が生じました。

さらに、矢口川周辺では平成22年７月、平成30年７月、令和３年８月と、豪雨により度々浸水被害が発生しており、地域の皆様にとって、豪雨のたびに、また浸水するのではないかという不安は、今なお身近な問題であります。

こうした中、矢口川については、国、県、市が連携し、矢口川総合内水対策計画に基づき、ハード・ソフト両面から対策が進められています。また、奥迫川についても、河川断面が狭く、湾曲部が多いことなどを踏まえ、河道の拡幅に加え、下流への負担を軽減するための放水路整備が河川整備計画に位置づけられています。これらの対策を着実に進めることは、地域の安全・安心を確保する上で極めて重要です。

一方で、近年の豪雨災害を見れば、これまでの計画で想定してきた規模を上回る降雨が発生することも念頭に置いておかなければなりません。河川改修や排水施設の整備は治水対策の基本ではありますが、完成までには相当の時間と費用を要します。だからこそ、河川や下水道の整備だけに頼るのではなく、流域全体で雨水を一時的に貯留、浸透させる取組や、住宅への止水板設置などの自助を後押しする取組、早期避難につなげる取組などを組み合わせ、被害をできる限り小さくしていく必要があると考えます。

そのため、平時にはそれぞれの土地が抱えている浸水リスクについて丁寧に周知するとともに、非常時には浸水被害の危険が迫っている状況をリアルタイムで伝え、住民一人一人の備えや避難行動につなげていく必要があるのではないでしょうか。

そこで、矢口川、奥迫川において、現在までにどのような対策を進め、今後どのように対策を進めていくのか、知事にお伺いします。

あわせて、計画規模を上回るような豪雨も想定される中、浸水被害の軽減に向けて、国や広島市など関係機関と連携し、ハード対策に加えて、流域での雨水貯留や早期避難につなげる取組などにどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

質問の第３は、建設事業者の維持・確保についてお伺いします。

災害時に、土砂を取り除き、寸断された道路を開き、河川や道路の応急復旧に当たるのは、地域の地形や道路を知り、重機と人員を持つ地元建設事業者です。

私は、建設業に長く従事した経験から、災害の危険が迫れば警戒に当たり、発災すれば昼夜を問わず現場に出る方々の責任の重さを実感しています。地元建設事業者は、社会資本の整備、管理の主体であるとともに、消防、警察、行政と並ぶ災害時における地域の守り手です。

県では、令和４年６月から、地域内の建設事業者だけでは応急復旧対応が困難な場合に備え、その対応が可能な建設事業者を登録しておく大規模災害時の協力建設事業者登録制度を運用しています。こうした広域応援の仕組みは大変重要です。

しかし、応援を受けるとしても地域から建設事業者が消えていけば、初動は遅れます。

県資料によれば、建設分野では40歳以上が７割を超え、60歳以上が約３割を占め、県発注工事の配置技術者の平均年齢も令和３年度から５年間の平均で52.3歳とされています。そして、

資材・燃料価格、人件費の上昇、時間外労働規制への対応、若手採用の難しさが重なっており、このような状況が続き平時の経営基盤が弱れば、災害対応力も低下してしまいます。

このような事態に対応するため、令和７年12月に全面施行された第三次・担い手３法では、適正な労務費や工期の確保、地域における対応力の強化などを求めています。

そのため、県発注工事においても、適切な入札条件等による発注、スライド条項の適用、施工時期の平準化、週休２日の導入、除雪・維持修繕を含む通年の仕事量の確保などに取り組むことが必要であり、地域の建設事業者を維持・確保していくことは、地域の防災力強化につながるものと考えます。

そこで、公共事業量の安定的な確保や発注時期の平準化、適正な労務費や工期の確保、入札・契約制度の改正、若手技術者の確保などの取組を積極的に行い、災害初動を担える地元の建設事業者の確保を進める必要があると考えますが、どのように認識し取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

質問の第４は、郊外、中山間地域の事業者の維持について、２点お伺いします。

１点目は、中小・小規模事業者への支援についてです。

地域の商店、サービス業、製造業、運輸業などの中小・小規模事業者は、雇用と所得を生むだけではありません。高齢者の見守り、災害時の物資供給、地域行事、生活サービスなど、地域社会を支える役割を担っています。人口減少、大手資本との競争、原材料・エネルギー価格の上昇、人手不足、後継者不在が同時に進む中、郊外や中山間地域では、一つの店や事業所の閉鎖が住民の生活利便性そのものを下げることとなります。ただ、当然、行政が個々の企業の存続を無条件に保証することはできません。

しかし、市場規模が小さい地域で生活に不可欠な機能や雇用をどう残すかは、産業政策であると同時に地域政策であると考えます。企業の価値は、売上や生産性だけで測るのではなく、地域雇用、地域の生活サービスの確保、災害対応などの価値も含めて評価することが必要です。

そのため、郊外や中山間地域の中小・小規模事業者をどのように存続させていくかの手法を考えることが必要ですが、人口減少下で地域内需要だけに依存すれば、事業継続は一層難しくなります。このような問題を解決するためには、県内中小企業が県外、海外や観光客、企業間取引などの域外需要を取り込むことが必要であると考えます。

県では、令和８年度、中小企業の付加価値向上に向け、販路開拓・拡大、生産性向上、価格転嫁の促進などの支援を行っています。このような支援は、中小・小規模事業者にとって大変有益な取組であると考えており、特に人的余裕の少ない小規模事業者に活用してもらえるよう周知を徹底するとともに、受注、利益、賃上げにつながるまで伴走することにも取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、郊外、中山間地域の中小・小規模事業者が担っている地域における役割をどのように認識しているのか、知事の御所見をお伺いします。

また、域外で稼いだ利益を地域の雇用と賃金に還元することのできる事業者を増やすため、

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

販路開拓、デジタル化、商品開発、生産性向上などの支援策をつなげ、一体的に伴走支援すべきであると考えますが、知事の御所見をお伺いします。

２点目は、商工会館等の老朽化対策についてです。

商工会及びその支所は、補助金申請の窓口にとどまらず、経営指導、金融、税務、事業承継、創業、災害時の事業者被害の把握や事業継続支援を担う地域の拠点であります。その商工会が利用している商工会館や支所などは、建設からかなりの年数が経過したものが多く、著しい老朽化や耐震不足が課題となっています。

そのため、早期に建て替えや耐震補強、移転、施設の集約等を計画して対応していく必要がありますが、会員数の減少による予算不足に加え、近年の建設費の高騰などにより、なかなか思うように進んでいない現状があります。

実際に、県が認定する事業継続力強化支援計画の中にも、会館の老朽化や雨漏り、改修・移転の必要性を課題として記載する商工会があるなど、現場ではかなり深刻な問題となっています。

仮に、施設の老朽化によって廃止や退去を余儀なくされ、相談できる場所が遠くなれば、日常的な経営相談や補助金申請などの利便性が低下するだけでなく、災害時に地域の事業者と行政をつなぐ機能が弱まり、結果として県が進める小規模事業者支援にも影響を及ぼしかねません。

そのため、単に一団体の施設の問題として捉えるのではなく、地域の小規模事業者を支える行政施策の拠点、さらには災害時に地域経済の復旧を支える拠点という視点から考える必要があり、建て替え等に関して行政として何らかの支援を行っていくべきではないでしょうか。

そこで、県内の商工会館・支所について、老朽化や耐震不足の状況などをどのように認識しているのか、知事の御所見をお伺いします。

また、商工会の会員数が減少して十分な積立て等を行うことができない中、耐震診断や補強、建て替え費用に対して支援する制度を検討していく必要があると考えますが、知事の御所見をお伺いします。

質問の第５は、住宅団地の再生についてお伺いします。

戦後の高度経済成長期には、都市部への急速な人口集中や住宅不足に対応するため、全国各地で大規模な住宅団地が整備され、本県においても、県民の暮らしを支える重要な住宅地として発展してきました。こうした住宅団地は、道路や公園、学校などの公共施設が計画的に整備され、良好な住環境を有するなど、現在も地域にとって大変重要な資産であります。

しかし、入居開始から数十年が経過する中、住民の高齢化や人口減少、子供世代の転出、住宅や公共施設の老朽化、商業機能の低下など、団地特有の課題が全国的に顕在化しています。

今後、こうした団地をそのまま縮小させていくのではなく、これまで整備されてきた道路や公園、公共施設、住宅などの既存ストックを生かしながら、新たな世代を呼び込み、将来にわたって暮らし続けることのできる地域へと再生していくことが重要であると考えています。

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

例えば、広島県住宅供給公社が整備した高陽ニュータウンにおいては、高齢化や人口減少などの課題を抱える一方、ＪＲ芸備線や幹線道路、商業、医療、教育施設などが集積し、広島市中心部にも比較的近いという強みがあります。

さらに、高陽スマートインターチェンジの整備が進められており、将来的には交通利便性の向上だけでなく、定住促進や地域経済の活性化、防災機能の強化など、地域の新たな可能性を広げる契機になるものと期待しています。

また、今後、県立高校の再編に伴い発生する可能性のある高陽東高校の跡地や売却予定の県営高陽住宅の跡地についても、様々な方法で活用して、人を呼び込むことができれば、団地再生の一助とすることができます。

私は、団地再生について、老朽化した施設を更新するだけでは十分ではないと考えています。若い世代や子育て世代が住みたいと思える住宅の確保、高齢者が安心して暮らせる移動手段や福祉サービス、空き家や未利用地の活用、商業機能の維持、公共施設の再編、さらには新たな働く場や交流の場の創出など、住宅、交通、福祉、子育て、産業、防災といった施策を一体的に組み合わせ、住宅団地の再生を進めていく必要があるのではないでしょうか。

そのためには、市町だけに対応を委ねるのではなく、県も広域自治体として、市町や地域住民、民間事業者などと連携し、部局横断で後押ししていくことが重要です。

そこで、県内の住宅団地が抱える課題をどのように認識し、既存の住宅や公共施設等のストック、県有地なども有効に活用しながら、若い世代の流入や地域の活力創出にもつながる団地再生を今後どのように進めていこうとしているのか、知事にお伺いします。

質問は以上となりますが、最後に一言申し上げます。

私は、防災も地域経済もまちづくりも、平時に支える人と仕組みを維持してこそ機能すると考えています。私の地元である安佐北区は、大都市広島市の郊外地域と中山間地域の２つの顔を持つ地域です。だからこそ、都市部の抱える課題と中山間地域が抱える課題、その双方に向き合い、地域の声を県政につなぎ、県の施策を地域の暮らしに生かしていくことが私の大事な役割だと考えています。

皆様には、今後とも御指導いただきますようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。御静聴いただき、誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（中本隆志君）　当局の答弁を求めます。知事横田美香君。

【知事横田美香君登壇】

○知事（横田美香君）　まず、南海トラフ巨大地震等への対応についてお答えいたします。

本県が昨年10月に公表した広島県地震被害想定調査報告書では、南海トラフ巨大地震や活断層による地震などの地震や津波の発生に伴い、多数の人的被害や建物被害、避難者の発生、緊急輸送道路ネットワーク、断水、停電などのライフラインの途絶といった多岐にわたる被害が想定されているところでございます。

こうした地震や津波による災害から県民の皆様の生命・財産を守るためには、被害を最小化

させるための事前防災対策に加え、発災後の早期復旧に向けた対策や被災者支援の取組について、さらなる充実強化を図る必要があるものと認識しております。

具体的には、被害を最小化させるための事前防災対策といたしまして、橋梁耐震補強等による緊急輸送道路のネットワーク強化、耐震強化岸壁の整備による港湾における緊急物資等輸送機能の強化、ゼロメートル市街地等における河川・海岸堤防の耐震化といった効果的、効率的なハード対策や、市町と連携した、広域緊急輸送道路沿道建築物や住宅の耐震化などを推進してまいります。

また、医療機関や福祉施設の機能維持に向けましては、電源や水の確保も含めたＢＣＰの作成支援を行うとともに、国の補助制度を活用して、非常用電源や受水槽等の施設整備に対する財政支援を行うほか、県内19の災害拠点病院における給水・燃料供給に係る訓練などを実施し、医療機関や福祉施設の災害対応力の強化を図ってまいります。

さらに、県民の皆様自らが災害のリスクを理解し、適切な避難行動につなげていくための取組として、防災教育や一斉地震防災訓練、備えるフェアなどの機会を通じた避難場所や避難経路の確認、非常持ち出し品や水、食料などの備蓄品の準備、家具の転倒防止などの普及啓発に取り組んでまいります。

発災後の早期復旧に向けた対策といたしましては、大規模地震災害発生時において、道路啓開を迅速に実施することが重要であることから、能登半島地震を踏まえて令和７年４月に改正された道路法に基づき、今年度末に向け、南海トラフ巨大地震だけでなく、活断層等による地震を含めた災害を対象とした広島県道路啓開計画を策定してまいります。

また、被災者支援の強化に向けましては、避難所のトイレ・キッチン・ベッド対策、保健医療福祉活動チームの強化、受援・応援調整機能など災害対策本部の機能強化などについて、計画的に取り組むこととしており、部局横断的な被災者支援チームにおいて、優先順位を明確にし、各取組の進捗を確認しながら進めてまいります。

今後も、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震の発生に備えて、ハード・ソフトが一体となった地震防災対策の強化に取り組んでまいります。

次に、河川内の利水施設等への対応についてお答えいたします。

地域の農業を支える取水堰や樋門などは、安定的な農業生産に欠かすことができない施設であり、適切に維持管理するとともに計画的に改修を進め、次世代に継承していくことが重要であると考えております。

県管理河川には、市町、土地改良区、水利組合、農業者などが占用する多くの農業用施設が設置されており、現在、県が把握しているものとして、取水堰が約4,000基、樋門等が約1,800基ございます。

これらの施設の利用実態につきましては、施設数が膨大であること、さらに、占用許可の更新を要しない慣習的な水利権が3,000以上あることから、河川管理者だけで全てを把握することは困難な状況となっております。

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

一方、農地の減少や農業者の高齢化、土地利用の変化などに伴い、これらの農業用施設の利用状況などが変化しており、施設の撤去や改修にかかる農業者や市町の負担が大きな課題となっていることも認識しております。

こうした中、慣習的な水利権などに基づき設置されている施設のうち、老朽化などにより構造上の課題があり、さらに、治水上の影響があるものにつきましては、撤去、改築、操作方法の見直しなど関係者と協議しながら対応を検討していく必要があると考えており、まずは、市町の関係部局などを通じて、過去の浸水実績などを調査してまいります。

今後とも、農業用施設による適切な水利用を推進しつつ、河川の治水機能の確保を図るため、市町、土地改良区、水利組合等と連携し、それぞれの施設の状況に応じた対応を進めることにより県民の安全・安心につなげてまいります。

次に、建設事業者の維持及び確保についてでございます。

近年、気候変動により激甚化・頻発化する災害や大規模地震に対し、県土強靭化を着実に進めていく上で、インフラの整備や維持管理のほか、災害発生時の緊急対応や復旧工事などの担い手である建設産業は、地域の守り手として重要な役割を果たしていると認識しております。

これら地域の建設産業が、維持・確保されることは極めて重要であり、県発注工事においても、様々な取組を行っているところでございます。

具体的には、年間工事発注計画の早期公表や債務負担行為を活用した施工時期の平準化、適正な工期や最新の資材価格を反映した予定価格の設定、契約締結後のスライド条項の適切な運用、また、これらに加え、労働環境の改善に資するよう週休２日制の対象工事の拡大、猛暑期間の作業回避を可能とする猛暑対策の充実を行っております。

また、若者の入職促進に向けた取組として、総合評価落札方式における若手技術者配置に対する加点、若手優秀技術者表彰の実施を行っており、第三次・担い手３法の実効性確保に向けた取組として、労務費ダンピング調査の実施や契約約款等への適正な労務費の支払に関するコミットメント条項の導入などに取り組んでいるところでございます。

引き続き、これらの取組を着実に進めるとともに、国に対し、前年度を上回る公共事業予算の確保などを働きかけ、第１次国土強靭化実施中期計画に基づく国の予算など、有利な財源を最大限活用しながら、必要な事業量の安定的な確保に努め、将来にわたって建設事業者が維持・確保され地域の守り手としての役割を果たし続けられるよう取り組んでまいります。

次に、中小・小規模事業者への支援についてでございます。

郊外や中山間地域の中小・小規模事業者は、地域における雇用や所得を生み出すだけでなく日々の買物や交通、燃料供給など、住民が安心して暮らし続けるために不可欠なサービスの担い手として、地域コミュニティーを支える重要な役割を果たしていると認識しております。

このため、物価高や人手不足、経営者の高齢化に加えて、人口減少に伴う需要の縮小など、厳しい経営環境下においても販路拡大や生産性向上による収益の増加を図り、地域の雇用や賃金に還元していく好循環を生み出すことが重要であると考えております。

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

こうした認識の下、県におきましては、地域の身近な支援拠点である商工会等を通じ、小規模事業者の多様な経営課題の整理から事業計画実践のフォローアップまでを一貫して行う伴走型支援が展開できるよう、商工会等の支援体制の維持・強化に努めてきたところでございます。

また、広島県商工会連合会が運営する、ひろしま夢ぷらざを活用したテストマーケティングや商品開発、海外も含めた販路開拓といった一体的な支援についても、連携して取り組んでおります。

加えて、中山間地域における課題解決を目的とした、創業、事業承継に係る経費の支援に取り組むとともに、市場開拓のためのスキルアップセミナーや大規模見本市への共同出展、生産工程効率化のための専門家の伴走支援や設備導入に係る経費の支援など、様々な支援策を実施しているところでございます。

さらに、中東情勢の緊迫化に伴う影響の長期化も想定される中、物価高に対する、将来を見据えた取組への支援を強化するため、ＡＩ、ＩｏＴ等の導入による生産性向上などに資する投資への補助や、海外への販路拡大支援に必要な経費を今次定例会に提出している補正予算案に計上しております。

本年６月、国におきましても、人口減少下で生活維持サービスの供給持続性を確保するため、事業の効率化に取り組む事業者の計画を認定し、金融支援等を行う、認定エッセンシャルサービス制度が創設されたところであり、県といたしましても、この制度を周知し、活用を促すなど、関係機関と連携し、中小・小規模事業者への様々な支援を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、担当説明員より答弁させていただきます。

○議長（中本隆志君）　健康福祉局長矢野好輝君。

【健康福祉局長矢野好輝君登壇】

○健康福祉局長（矢野好輝君）　大規模災害時の避難への対応についてお答えいたします。

避難所環境につきましては、県が市町にお示ししている避難所開設・運営マニュアル作成ガイドラインにつきまして、スフィア基準に沿った内容とするとともに、国のガイドラインなどを踏まえた改定を毎年度行ってきており、今後も令和８年熊本地震を踏まえた内容の充実を検討してまいります。

在宅・車中泊避難者支援につきましては、県では、広島県災害時公衆衛生活動マニュアル等に基づき、県外からの応援者も含めた保健・医療・福祉の関係団体と連携して、保健師等による戸別訪問などにより避難所にいる避難者だけではなく、車中や在宅の避難者についても状況把握や必要な支援を行うこととしており、今後、令和８年熊本地震において現地支援を行った支援者の経験等を関係者間で共有しつつ、支援体制のさらなる充実を検討してまいります。

また、備蓄につきましては、災害応急救助物資の備蓄・調達方針において、確保すべき備蓄水準を示した上で、県及び市町でそれぞれの役割に応じて共同して計画的に進めるところであり、令和８年熊本地震を踏まえ、市町と協議し、備蓄・調達方針の見直しを進め、一層の充実を図るとともに、県地域防災計画において、県単独での物資の確保が困難な場合、近隣県との

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

相互応援協定等に基づき物資の要請を行うこと、民間事業者へ物資輸送の要請や物流専門家の派遣の要請を行うことなど、物資の広域応援及び輸送などにつきまして、具体的な対応内容を定めております。

県といたしましては、これらの取組を着実に進め、大規模災害時の被災者支援の充実に努めてまいります。

○**議長（中本隆志君）**　危機管理監山本耕史君。

【危機管理監山本耕史君登壇】

○**危機管理監（山本耕史君）**　災害時の自衛隊との連携強化についてお答えいたします。

大規模災害時には、自衛隊をはじめ、消防、警察、国など、多様な機関と連携して対応することが不可欠であり、これらの機関と平素から顔の見える関係を構築しておくことが重要であると考えております。

このため、本県では、毎年、自衛隊などの防災関係機関と連携し、総合防災訓練や国民保護訓練を実施するとともに、自衛隊が主催する実務者会議において、自衛隊の災害派遣の状況や各機関の防災施策について、意見交換を行うことなどを通じて、相互理解と信頼関係の構築を図っているところでございます。

また、本年６月に実施した災害対策本部員会議運営訓練においては、災害時における陸上自衛隊第13旅団の活動内容を知事をはじめとする各本部員と共有することで、協力体制の構築に努めたところでございます。

さらに、本年10月に実施を予定しております大規模地震等を想定した災害対策本部運営訓練では、自衛隊等と連携し、災害フェーズに応じた各種活動や集結場所の調整など、より実践的な内容にすることで、災害対応の実効性向上に取り組むこととしております。

今後も、いつ発生するか分からない大規模災害から県民の皆様の命と暮らしを守るため、自衛隊をはじめ、多様な防災関係機関との連携強化に取り組み、本県の災害対応力を高めてまいります。

○**議長（中本隆志君）**　土木建築局長藤田士郎君。

【土木建築局長藤田士郎君登壇】

○**土木建築局長（藤田士郎君）**　高陽地区における浸水対策についてお答えいたします。

平成30年７月豪雨では県内各地で浸水被害が発生し、矢口川及び奥迫川におきましても、多数の家屋浸水が発生いたしました。

矢口川につきましては、これまで護岸のかさ上げなどにより家屋浸水を防ぐ対策を実施したほか、太田川合流部の排水機場が適切に機能を発揮できるよう、土砂の流入を抑制する対策を国や広島市と連携して進めているところでございます。

奥迫川につきましては、三篠川合流部の排水機場の機能を最大限に発揮できるよう、国において、三篠川の改修が進められているほか、県におきましても、放水路の整備に向け、芸備線との交差部の構造などについて、ＪＲ西日本と協議を進めているところでございます。

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対しましては、あらゆる関係者が協働し流域治水を強力に推進しているところであり、太田川流域におきましても河川や下水道の整備に加えて調整池による流域での雨水貯留、リアルタイムの水害リスク情報の提供、ハザードマップの公表・周知、止水板設置に対する補助制度の実施など、流域治水協議会を通じ、国及び広島市と連携しながら取り組んでいるところでございます。

引き続き、浸水被害の軽減に向け、関係機関と連携し、着実に取り組むとともに、出前講座やシンポジウムなどによる県民の皆様の意識醸成も図りながら、早期に地域の安全・安心につながるよう取り組んでまいります。

○議長（中本隆志君）　商工労働局長梅田泰生君。

【商工労働局長梅田泰生君登壇】

○商工労働局長（梅田泰生君）　商工会館等の老朽対策についてお答えいたします。

商工会館は、小規模事業者に対する経営支援や相談対応を担う地域の拠点であるとともに、災害時における事業継続支援の拠点としても重要な役割を果たしていると認識しております。

県内の商工会館につきましては、昭和の時代に取得された建物も多く、老朽化が進行しているものもあり、各商工会からは、修繕や移転等の対応が必要になってきているものの、財源確保が困難な状況にあるとの声をお聞きしているところでございます。

このため県といたしましては、国に対して、小規模事業者等の経営支援体制の強化に向けて、商工会館の建て替え等に必要な施設整備費等に係る財政措置を講じるよう要望を行っているところであり、引き続き、機会を捉えて国へ強く働きかけてまいります。

今後とも、商工会が果たすべき小規模事業者支援等の機能を将来にわたって維持、発揮していけるよう必要な対応について検討を進めてまいります。

○議長（中本隆志君）　都市建築技術審議官木村成弘君。

【都市建築技術審議官木村成弘君登壇】

○都市建築技術審議官（木村成弘君）　住宅団地の再生についてお答えいたします。

住宅団地は、高度経済成長期における都市への人口流入に対応する受皿として、都市郊外部を中心に開発されてきたところであり、平成30年度に国が実施した調査によると、本県には、全国で最も多い253か所の住宅団地があり、そのうち168か所は、完成から既に40年以上が経過している状況でございます。

こうした住宅団地には、完成時に同年代の子育て世帯等が同時に入居したものが多く、高齢化や子供世代の流出等による人口減少が一斉に進む傾向にあり、公共交通の減便や商業施設の減少、地域活動の衰退等によるコミュニティーの希薄化など、様々な課題が顕在化しているものと認識しております。

また、高齢化のさらなる進展に伴い、今後、空き家等の未利用ストックが増加するなど、住環境を取り巻く課題の深刻化が懸念されることから、住宅団地の再生は、本県の住宅施策における主要な課題の一つであると考えております。

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

このため、本県では、今年度策定を予定している新たな広島県住生活基本計画において、既存住宅地を生かしたエリアリノベーションの推進を目標の一つとして掲げ、住宅団地の特性を踏まえた面的再生により、地域の価値の維持・向上を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、県におきまして、県内の住宅団地の立地環境や人口・世帯構成、空き地・空き家など既存ストックの活用状況等を調査し、各団地の現状や特性について分析を進めてまいります。

この分析結果を踏まえ、県内の住宅団地の再生に向け、県、市町の連携体制を新たに構築するとともに、団地の特性に応じた再生の方向性や団地再生を促進する取組について、検討してまいりたいと考えております。

県といたしましては、市町や地域住民、民間団体など関係者と連携しながら、若い世代の流入や地域の活力創出につながる住宅団地の再生に取り組んでまいります。